

## 平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会・議事要旨

1 日時 平成29年2月14日(火) 15:00～17:20

2 場所 TKP ガーデンシティ仙台勾当台2階ホール2

3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり(13名出席)

4 議事要旨

### (1) 開会

#### ①渡辺保健福祉部長あいさつ

- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。
- 昨年12月に行われた委員改選により、今回、7名の方が新たに委員に就任されたほか、その他の皆様につきましても、委員の再任を快くお引き受けいただいた。重ねて感謝申し上げますとともに、本県の障害福祉行政の推進について、引き続きの御指導御協力をお願い申し上げます。
- 本日は、本県の障害福祉長期計画に当たる「みやぎ障害者プラン」の改定に伴い、県内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方々を対象としたアンケート調査の概要について御報告させていただくとともに、次期プランの中核をなす3つの「重点施策」の素案について御審議いただきたいと考えている。
- 昨年10月に開催した本協議会において、障害者差別解消法に基づく「地域協議会」の役割を本協議会が担うことで委員の皆様から御了承をいただいたところである。
- 今回は、この「地域協議会」立ち上げ後、初の開催となることから、本県における障害者差別の現状や課題等について、お集まりの皆様で意見交換、情報共有を図り、もって、本協議会による差別解消に向けた取組のキックオフにしたいと考えている。委員の皆様には、忌憚のない御意見をお願いしたい。

#### ②委員の紹介

### (2) 議事1「会長等の選出について」

- 委員改選後第1回目の会議となることから、会長及び副会長の選出を行った。事務局案で会長に阿部委員、副会長に野口委員を推薦。
- 全会一致で阿部委員が会長に選出。副会長は次回会議で正式に選出。

### (3) 議事2「平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査について」

#### ①事務局説明(障害福祉課 佐藤課長)

- 資料1-1に基づき説明させていただく。資料左上の「1 調査の概要」を御覧いただきたい。この調査は、「みやぎ障害者プラン」の改定に伴い、県内の障害のある人及びその御家族に対し、日常生活や社会参加に関する実態や困り事についてのアンケートを行い、今後、県として優先的に取り組むべき支援等を把握するために実施したものである。

- 「調査期間」は、今年の1月25日から2月19日までとしており、来月中には、調査結果をとりまとめる予定である。
- 「対象者」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の障害3手帳をお持ちの方のうち、4,000人を一定の属性に分類した上で、無作為に抽出し、郵送又はインターネットによる回答をお願いした。
- 「2 調査に当たっての留意点」の「(1)標本抽出の考え方」を御覧いただきたい。現在、県内に居住する障害者手帳をお持ちの方は約11万人いるが、そのうちの7割、約9万人の方は「18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方」となっている。しかしながら、障害の種別や、障害児特有の支援ニーズを把握するため、対象数を調整の上、調査を実施している。
- 同様に、居住圏域についても、手帳所持者の約4割が仙台市に在住されているが、都市部とそれ以外の圏域のニーズの違いを把握するため、調査対象数を調整している。
- また、今回の調査では、「手帳の種別」、すなわち「障害の種別」ごとに「性別」、 「手帳の等級」、 「年齢」、 「居住圏域」の別にクロス集計を行うなどして、分析を進めていく予定であるが、こうしたデータの統計的信頼性を確保する観点から、クロス集計をとる分析軸ごとに一定のサンプル数、50サンプル以上の回収を目標に調査対象数を設定した。
- 具体的に申し上げますと、障害者手帳は3種類あり、これらの人を居住圏域で分類すると、 $3 \times 8 = 24$ に分類されるが、この24分類それぞれで50サンプル以上の回収を目標に調査対象数を設定したものである。
- また、「(3) 回答者の負担軽減・回答率向上」のため、設問数を極力少なくするよう配慮したほか、点字挨拶状の添付や調査票へのSPコードの挿入などを行った。特に、回答をパソコン・スマートフォンでも可能とするハイブリッド調査とし、回答の利便性向上はもちろん、障害のある方のICT利用状況も参考情報として把握することとした。
- さらに、正確かつ速やかな集計・分析を行うため、アンケート調査票に回答いただいた方の「手帳種別」、 「等級」、 「性別」、 「居住圏域」を判別できるバーコードを挿入している。バーコードをスキャンするだけで、どのような状態の方が回答いただいたかが、即時にわかる仕組みとなっている。
- 次に資料の右上、「3 設問構成」を御覧いただきたい。まず、「(1) 設問の考え方」であるが、基本的に障害児の「教育」に関する質問と障害者の「就労」に関する質問以外は共通の質問とし、両者の比較ができるようにした。
- また、後ほど御説明する、改定「みやぎ障害者プラン」の重点施策についての質問を設けたほか、行政が取り組むべき最優先課題についての質問を設定した。
- 質問内容の詳細は、(2)～(4)に記載のとおり、性別・年齢・手帳の種別・等級といった回答者の基本属性に始まり、所得の状況、医療・福祉の利用状況、住まい・日常生活の過ごし方といった生活実態に加え、障害者差別や相談相手、災害時の対応、優先施策についての質問を盛り込んだ。また、障害のある人の現況だけでなく、「困っている事」や「将来の希望」についても回答いただくよう配慮している。調査票の現物を資料1-2及び資料1-3として配布しているので、御覧いただきたい。

- 最後に、現在のアンケートの回収状況を記載させていただいた。2月7日現在で回収数1,173、回収率29.3%となっている。冒頭申し上げたとおり、分析結果については、来月中にとりまとめる予定であり、この施策推進協議会の場合でも別途御報告させていただくほか、今後、プランの各論を策定していく際の基礎資料として活用していく予定である。

②質疑応答

(阿部会長)

- 事務局からは、前回の協議会において、委員の皆様から、現行の「みやぎ障害者プラン」の実績や、県内の障害のある人及びその御家族に対してニーズ調査をすべきとの意見があったが、今、事務局から説明のあった基礎調査は当該意見への対応ということだと理解した。

- 現在、アンケートの回収作業中であり、分析結果については、とりまとめ後にこの施策推進協議会の場合でも別途御報告するほか、今後、プランの各論を策定していく際の基礎資料として活用するということであった。以上の説明に対して御質問・御意見などがあればお願いしたい。

(加藤委員)

- 自分自身障害者差別解消法が施行されたことを最近理解した状況であるが、障害者に対する調査だけでなく、障害のない方における障害者差別の現状等も併せて把握する必要があるのではないかと思うがどうか。

(事務局・佐藤課長)

- 障害者差別に関する調査は、障害者当事者だけでなく、障害のない方に対しても何う必要があるというのは当方も同じ認識である。資料1-2(障害児調査票)13ページに障害者差別に係る設問があるが、同様の設問を昨年10月に県が実施した県民意識調査で設けさせていただいた。調査結果は取りまとめ次第、比較をして障害当事者と障害のない方との意識について分析していきたい。

(阿部会長)

- 基礎調査実施の枠組み、概要等について説明及び報告いただいたが、この案件については了承としてよいか。(異議なし)

(4) 議事3「みやぎ障害者プラン・重点施策(素案)について」

①事務局説明(障害福祉課 佐藤課長)

- 障害者基本法に基づく、県の障害福祉長期計画である「みやぎ障害者プラン」については、平成29年度で現行の計画期間が満了することから、現在、改定作業を進めているところである。

- 昨年10月に開催した本協議会において、次期プランの骨子について、委員の皆様から概ね御了承をいただいていたが、本日は、次期プランの重点施策について素案をとりまとめたので、こちらについて御意見をいただきたい。

- 資料2-1を御覧いただきたい。こちらが素案の概要資料となっている。

- まず、新たに就任いただいた委員の方々もいるので、前回御了承いただいた骨子につい

て簡単におさらいさせていただく。資料左上の「1 プランの施策体系」を御覧いただきたい。

- 基本理念は、現行のプランを踏襲し、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」としている。
- 次に、計画期間であるが、国の障害者基本計画や、県の障害福祉計画の期間を考慮し、平成35年度までの6年間としている。
- そして、基本理念の3本柱である「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」講じていく施策の方向をお示ししたほか、次の6年間で重点的に取り組んでいく課題、すなわち重点施策として「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労の促進による経済的自立の促進」、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」を掲げさせていただいた。
- 今回は、この3つの重点施策に係る現状と課題、施策の方向、主な推進施策についての素案をとりまとめたので、以下御説明させていただく。
- 「2 重点施策① 障害者差別の解消」を御覧いただきたい。障害者差別の解消に向けた課題としては、障害及び障害のある人への理解・関心の不足が考えられるが、これまで、こうした現状を定量的に調査したことはなかった。
- したがって、本県内の20歳以上の男女4,000人に対し、県が毎年実施している「県民意識調査」の平成28年調査項目の一つに、障害者差別に関する質問を設けることとした。
- また、先ほど御説明した基礎調査でも同様の質問を設け、2つの調査結果の差異に基づき、現状把握を行うこととした。どちらの調査結果も3月にとりまとめ予定であるため、本協議会の場で、別途御報告するとともに、現在、仮として調製している素案の修正を行いたいと考えている。
- いずれにしても、障害又は障害のある人に対する理解・関心の輪を広げていくという施策の方向性は変わりないと考えているため、まず、「行政等における配慮」を徹底するため、県が策定した対応要領に基づく内部研修の実施、県主催行事における合理的配慮の推進、さらには県のホームページなどの情報アクセシビリティの向上を図っていききたい。
- 次に「普及啓発・広報」の充実を図るため、県の広報媒体を介した関連情報の積極的な発信や、12月3日から9日までと定められている「障害者週間」における関連行事の開催などに取り組むこととしている。また、子供の頃から障害を受け入れる環境づくりが重要であることから、障害のある子供もない子供も「共に学ぶ教育」を推進していく。
- さらに、「宮城県障害者権利擁護センター」を県の総合相談窓口として設置・運営するとともに、市町村や関係機関の相談窓口と連携の上、差別の速やかな解消と紛争の未然防止に努めるなど、「相談支援体制の整備」に取り組んでいく。
- こうした取組を重ねつつ、障害者差別解消法における「差別解消支援地域協議会」の役割を担っている、この施策推進協議会を中心として、差別に関する相談内容やその対応、合理的配慮の事例等を広く関係者と共有し、障害者差別に関する地域としての解決力向上を図っていききたいと考えている。
- 次に「3 重点施策② 経済的自立の促進」を御覧いただきたい。

- 我が県の障害のある人の一般就労については、宮城労働局をはじめとする関係機関の御尽力もあり、少しずつではあるが改善の途についている。しかしながら、障害者雇用促進法における法定雇用率を達成していないことや、現在も約4,000人の障害のある求職者がいるという現状から、雇用の場の一層の拡大が必要であると考えている。
- また、福祉的就労の場である就労支援施設等における工賃については、これまでの取組により、全国でも比較的高い水準を推移しているが、県が策定している「工賃向上計画」の目標値には達していない状況にあり、工賃向上に向けた更なる取組が求められていると考えている。
- こうしたことから、引き続き関係機関と連携した法定雇用率向上に向けた普及啓発活動や、障害のある人が企業等で長く働き続けられる研修プログラムの開発等に取り組む「安定した雇用の確保」を推進していく。
- また就労支援施設等における工賃向上計画策定の支援や、地元企業等と連携した展示販売会の開催を通じた販路の開拓など、「就労支援施設等の経営力向上」を通じた工賃の向上を進めていく。
- これらの取組の進捗を促進する観点からも、関係機関と連携した「職業訓練・能力開発」や、農業・介護分野等における就労支援を行うなどの「就業機会の多様化」にも取り組んでいく。
- さらに、「障害者優先調達推進法」に基づく、行政機関等からの受注を引き続き促進するとともに、本推進協議会等の場を通じて、関係団体等にも就労支援施設等からの優先調達を働きかけていく。
- 最後に「4 重点施策③ 環境整備・人材育成」を御覧いただきたい。
- 県では、これまでも障害のある人の地域生活の場であるグループホーム等の整備を進めてきたが、残念ながらその整備数は十分ではなく、施設の入所待機者は増加する傾向にある。これにより、施設入所者の地域生活移行も大変厳しい状況にあるのが現状である。
- また、成長とともに支援のあり方に変化が生じる障害児に対する支援体制の構築や、発達障害のある人への支援、医療的ケアへの対応など、新たな課題に取り組む必要がある。
- こうした課題への対応に当たり、県として最も重要と考えるのは、「介護人材の確保・育成」である。これまで取り組んできたスキルとキャリアの向上に向けた各種研修の充実や受講支援、国の制度を活用した介護従事者の処遇改善に加え、働きやすい介護の現場づくりに対する支援にも取り組んでいきたいと考えている。
- 次にグループホームや地域生活支援拠点等の「住まい・支援拠点の整備」を引き続き進めるとともに、地域での生活が困難な障害のある人に対する「セーフティネットの構築」を並行的に進めていくため、県立障害者支援施設の船形コロニーの整備にも取り組んでいく。
- これに併せて、医療的ケアの提供体制整備、精神科救急医療システムの構築などを図り、障害のある人の地域生活移行を促進していきたいと考えている。
- さらに、相談支援体制及び発達障害や障害児に対する支援の拡充を図るなどして、提供するサービスの質の向上を図り、利用者本位のサービスを身近な地域で受けることのできる体制づくりを進めていきたいと考えている。

## ②質疑応答

(阿部会長)

- 今の事務局の説明を総括すると、昨年10月に開催した本協議会において、委員の皆様から次期プランの骨子について概ね御了解をいただいたところであるが、本日は、改定に当たり次期プランの重点施策の素案が事務局から示され、これについて協議会の意見を聴取したいとのことであった。
- 特に意見が求められている部分としては、資料2-1のうち各重点施策の「現状と課題」、「施策の方向」、「主な推進施策について」であったかと思う。まずは「重点施策① 障害者差別の解消」に関する委員の御意見を伺いたいと思うがどうか。

(目黒委員)

- 障害者差別の解消について、前回の会議の際に障害福祉課と障害者権利擁護センターを県の相談窓口にするという話を伺っていた。先ほど事務局から説明いただいたが、相談窓口は障害者権利擁護センター1つになったのか。

(事務局・佐藤課長)

- 障害福祉課が窓口から外れたという事実はない。あくまでも障害福祉課は県の行政機関としての窓口として相談対応をする。しかし、一般の方々が県へ相談することに対して敷居が高いという方もいると思われるので、宮城県内を対象として障害者権利擁護センターも相談を受けていただく体制をとっている。よって、行政機関である市町村及び県が相談窓口であるという点は変わっていない。

(齋藤〔和〕委員)

- 普及啓発・広報の中で「共に学ぶ教育の推進等」とあるが、事務局説明にもあったとおり、幼少期から教育として障害者理解について学んでいくべきと思う。「共に学ぶ教育」について県として具体的に教育関係者との連携や、特別支援学校以外の教育機関での取組状況、今後の方針等について御教示いただきたい。

(事務局・特別支援教育室 茂木主幹)

- 「共に学ぶ教育推進モデル事業」や「居住地校学習」が柱としてある。居住地校学習とは、特別支援学校に所属している児童生徒が当該地域の小中学校に赴き、年3回程度一緒に交流等を実施する。障害のある児童生徒とない児童生徒が学童期から一緒に学習をすることを通じて、特別支援学校から地域の学校である特別支援学級に学びの場を変えるということも実際ある。県内小中学校併せて約30%程度の児童生徒が居住地校学習を希望し、体験している。
- 平成27年度から実施している「共に学ぶ教育推進モデル事業」は、障害のある（特別な支援が必要な）児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に、必要な効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデル地域を指定し、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣により支援を行っている。

(阿部会長)

- 「重点施策①」については、一旦質問を終了させていただき、「重点施策②」について、御質問等あれば頂戴したい。

(森委員)

- 先日出席した会議で、障害者を16人雇用している事業者が障害者差別解消法を認識しておらず衝撃を受けた。こうした現状から事業者の方々に対する研修機会を設けるべきであり、県として支援していただきたい。
- 障害者の就職数という数字は公表されているが、「離職数」については実態が数字として出てきていない。先ほど事務局で求職者4,000人と説明があったが、仮に4,000人就職した中でうち1年以内の離職数はいくらなのかというところが実態としてつかめていないと思われる。障害者施策基礎調査は量的調査だと思うが、普段障害者と接していると、量的調査では分からない、1つ1つのケースから見えてくるものがある。こういう点を踏まえた上で障害者の経済的自立に繋げていければと思う。

(阿部〔昌〕委員)

- 今回初めて委員となり、経済団体として何ができるのか考えていたところである。事業者に対する障害者施策の普及、障害者雇用の支援ということが役目であると感じている。
- 当連合会は約8,600社の会員企業がいるが、障害者差別解消法の周知が進んでいないというのが現状であるため、機関誌等を通じて広報をしていく必要があると感じている。
- 当方の会員企業はほとんどが中小企業であり、その一番の課題というのが労働力不足である。特に沿岸部は有効求人倍率が4倍を超えている地域もあるため、障害を持っている方を労働力として活かすことができる場があると思っているので、何らかの形で協力していきたい。

(阿部会長)

- 森委員の発言にもあったとおり、障害者の雇用については行政とともに事業者の役割が非常に大きい、理解していただく機会がもっと必要であるということだったが、この発言については次項の議事の際に詳細を取り上げたい。
- 事業者の役割が行政とともに重要であるということについては、障害者プランにおいて森委員の視点にたって対応が求められているのではないかと御意見として受け止めさせていただく。同様に障害者の離職についても障害者プランの中で重要ではないかという御意見についてもとどめていただきたい。
- 離職率等の把握について、事務局や労働局等で説明可能であればお願いしたい。

(事務局・佐藤課長)

- 離職者数については調査をしており、平成27年度実績として企業等に就職した障害者が154名おり、同年度72名が離職している。当方も深刻な問題として受け止めている。企業の雇用の問題というのは主に経済商工観光部で取り組んできた経緯があるが、障害福祉側からの取組として、平成29年度から企業と就労移行支援事業所を結びつける新規事業に取り組むことを予定している。
- 平成30年度から障害福祉サービスの1つとして「就労定着支援」という給付が始まるためそれと相まって取り組んでいけるよう予定しているところ。

(奥田委員)

- 企業の中で障害者を精神的に、業務内容等を支援する人材が1人でも配置されることにより離職は変わってくると思っている。雇用する側において、障害者が少しでも長く安心して業務に従事していただけるような形を支援していただきたい。

(阿部会長)

- 企業内における内部的対応、支援体制があれば離職や就労継続の問題に対応できるのではないかという御意見であった。その点についても障害者プランの各論の中で受け止めておいていただきたい。

(目黒委員)

- 福祉的就労の場合には個別支援計画により支援状況や点検、本人の振り返り等が可能となるが、一般企業に就労すると働いている保護者等に対して状況や環境等の情報が全く入ってこないことに加え、受入する企業側にとっても本人情報が全く入ってこないことから、どういった仕事ができるのかということから始まるため、職場になじめず理解してもらえない、味方もいないという現状があって定着に結びついていないと思われる。
- 障害者が職場適応できるよう、ジョブコーチの制度もあるが、企業側に雇用する障害者の情報等を伝えないまま企業に就職しても、雇用側も適正等を把握した上で対応できない。また、本人も環境等に適応することが困難であると思う。企業側に対して、本人の特性等を理解していただくための何からの媒体があるべき。
- 優先調達については、いくら優先調達といっても製品として魅力がなければ売れない。商品に対するアドバイスや技術支援等が併せてであると良い。

(阿部会長)

- 優先調達については、優先調達をしていただくためのアドバイス、また、障害者本人の特徴等を制度的に活用できるものと考えていただきたいということであった。その点についても障害者プランの各論の中で活用できる可能性を可能な限り探っていただきたい。

(佐藤〔由〕委員)

- 相談事案で大学卒業後に障害者枠として採用された方が、障害のない方と同等のレベルで業務ができないのに正社員と同等の給料をもらっていることに対して、職場内でパワーハラメントを受けて職場に行けなくなっているという相談を受けている。障害者を雇用するにあたり企業がどういった準備をして受入したのか、障害をどのように理解したのか、どのような仕組みにしたら持続可能に働いていけるのかという視点が全く見えない。そういう形で就労であれば障害者雇用における職場定着は進まないと思われる。
- 企業側が障害者を採用するにあたり、具体的にどのように対応すべきか、障害についてどう理解したらよいのか、理解できない場合はどこに相談したらよいのか等、具体的に企業側が障害者の雇用及び就労について理解できるものがないと、再度障害者を採用しても同様の繰り返しになってしまう。
- 企業側の受入体制の改善について、企業側への啓蒙啓発、教育、相談機関等を是非設置していただきたい。

(阿部会長)

- 啓蒙啓発という意味では合理的配慮の具体的内容や就労支援等をきちんと整理した上で障害者プランの中で活かしていただきたい。
- 最後に「重点施策③」について御質問等があればお願いしたい。

(渡辺委員)

- グループホーム定員数と施設入所待機者数について、直近3か年においてほとんど変化



がない。県としてどのような方向性で取り組んでいくのかお聞きしたい。

(事務局・佐藤課長)

- グループホームの定員数は年々少しずつ増えているが、入所希望者は定員以上に増加しており整備が追いついていないのが現状である。特に精神障害者を受入できるグループホームが不足しており、当方も整備を促進していきたいのだが、民間事業者がグループホームを設置する際に、国補助1/2、県補助1/4、合計3/4補助しているが、国補助は県要望額の1割から2割程度しか交付されていない。このような状況から、今年度から国が採択しなかった精神障害者や重度障害者を受入するグループホーム等については県が国補助額を肩代わりして補助金を出す事業を開始している。しかし、県の財源にも限りがあるため、整備がはかどっていないのは御承知のとおりである。

(奥田委員)

- グループホームの整備が進んでいない1つの要因として、建築基準法におけるグループホームの建築物の用途の解釈が寄宿舎扱いということから、当該法律に基づき改修工事をする必要性が出てきたということがある。
- スプリンクラー等の必要な設備を設置しただけでも1千万近く改修費用がかかる場合もある。これらに対する補助金はあるが、自前の費用負担が大きい部分もあり、なかなか整備が進まないというところもあるかと思われる。当法人においても、2か所のグループホームで消防法と建築基準法に基づき改修を予定しているものの、当該施設に関する補助金は新規事業所を立ち上げる場合が対象となっており、改修は補助対象となっていない。
- グループホームの重度・高齢化の中で、高齢者や重度障害者については、夜間支援やハード面での整備が必要となるため、重度障害者等を受入しているグループホームは何かしらの形で助成や援助等がないと、持続的な支援が厳しいのではないかと思われる。
- 高齢者である障害者を受入するにあたり、認知症を患っている人に対しては、以前の世話人だけでなく、介護技術を有する支援員でなければ対応できない。施設内で介護技術向上会等を実施しているものの、研修等だけでは対応は難しくなっているのが現状。入所している高齢者がグループホームでは対応出来なくなった際に生活の場をどこに移行していくかということを考えていかなければならない。

(事務局・佐藤課長)

- 以前長崎県のグループホームで火災があり、多くの方が亡くなった事例があった。このことを契機に、グループホームに対する用途の解釈について、建築基準法上寄宿舎とする自治体が多くなった。
- 寄宿舎となると、スプリンクラー設置や廊下の幅、難燃性の建材使用等様々な規制がかかる。かつては寄宿舎という分類ではなかったため、一軒家を借りてグループホームとして運営していた事業所は、そのままの状況にしていくとグループホームとして使用していくことができなくなることになりかねないという状況である。
- 建築基準法の基準を満たすための改修等については、事業所の開設時の大きな負担が想定される当方も非常に重要な問題であるという認識は持っているため、県の建築基準法の担当部局と勉強会を開催させていただいている。また、安全を考えた上で確保しなければならない部分も含め、少し時間をいただいて検討を進めたいと思っている。

(森委員)

- 障害者プランにおける基本理念を進めていく上で、障害者支援団体や当事者団体は非常に重要だと感じている。このことはきちんと県のプランに位置付けていただきたい。

(阿部会長)

- 様々な御意見をいただいたが、「重点施策①」の「共に学ぶ教育の推進」においては、障害福祉と教育担当部局との連携や見える化、現状と新たな今後の取組等があると良いという説明であったかと思う。「重点施策②」については、行政とともに当事者、事業者の役割が非常に重要であり、この視点への配慮が求められている。また、離職の問題等に対する1つの方策として、企業における対応配慮が重要であるということ。最後に「重点施策③」においては、建築基準法等との関連、法の適用がされる前に設置されたグループホームの対応をどうするか、もう少し踏み込んだ積極的な対応が必要ではないかという御意見があった。また、障害当事者団体等への目配りも「重点施策③」の中の視点では重要ではないか等の御意見があったので、重点施策の素案の中に取り込んでいただくことで、事務局より提案のあったこの協議会として了承することとしてよろしいか。(異議無し)
- この重点施策の素案については、障害者プランの各論をご審議にいただく際に質問等があれば改めて頂戴したい。

#### (5) 議事4「本県における障害者差別の現状等について」(障害者差別解消支援地域協議会)

①事務局説明(障害福祉課 佐藤課長)

- ただいま、阿部会長からお話があったとおり、この議題は、障害者差別解消法に基づく「地域協議会」の議題として、委員の皆様の見解交換・情報共有を目的とするものである。
- 今回は、「地域協議会」立ち上げ後、初めての開催となることから、まず、県の障害者差別に関する総合窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」の小澤専門員から、センターの概要や、現在、行政機関等に寄せられている相談事例などを御紹介いただいた上で、委員の皆様から、今後、この「地域協議会」で議論を深めていく、あるいは取り組んでいくべき課題等について御意見を伺いたいと考えている。
- 資料3に基づき、小澤専門員から御説明をいただきたい。

②権利擁護センター小澤専門員説明

- 本日は、障害者差別解消支援地域協議会の初の会議の場で、発言の機会をいただき、誠にありがたく思う。
- 当方から「本県における障害者差別の現状等」について、障害者権利擁護センターの紹介も含めて、御説明させていただく。
- まずは、宮城県障害者権利擁護センターについて説明させていただく。
- 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、都道府県には「障害者権利擁護センター」の設置が義務づけられたが、宮城県では、宮城県社会福祉士会への委託により、障害者権利擁護センターを設置し、運営している。
- 設置当時の業務は、「障害者虐待」に関する相談対応、関係行政機関の連絡調整、普及啓発、研修などであったが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、障害者差別に関する相談対応や連絡調整が受託業務として加えられた。

- 平成28年度の相談受付状況は、県の機関で11件、市町村で1件と、ごく少数にとどまっている。
- 相談内容としては、飲食店や宿泊施設における盲導犬同伴の拒否、病院の診療予約時に発達障害があることを告げたが、特段の配慮はなく、予約することができなかった、行政機関の窓口でうつ病であることを告げると態度が急変し、きちんと話をきいてもらえなかった、などの事例があった。また、盲導犬同伴の利用拒否については、事業者側も事実関係を認め、従業員への周知を徹底するなどの話があった。さらに、病院や行政機関でのケースは、障害を理由に差別したつもりはなかったが、丁寧な対応ができずに不快な思いをさせたことについては、謝罪するということであった。
- このように相談件数はごく少数であり、その内容も紛争に至るような重大なものではない状況にあるが、障害のある方や、その御家族の話を伺うと、実際にはもっと差別事案が発生していると感じている。
- 差別があるという意識と実際の相談件数が少ないという矛盾がなぜ発生するのか、差別事案が顕在化しない理由について考えてみたところ、権利擁護センターの認知度が低い、周知が不十分である、ということが第一の課題であると認識している。県の広報媒体や市町村等の会議の場で周知を図っているが、それが現場にまで届いていないということだと思っている。
- ただし、先ほど申し上げましたとおり、県や市町村に寄せられている相談数も少ないことを勘案すると、単にセンターの認知度向上を図ればよいという問題ではないと考えている。
- 例えば、障害者の周囲にいる人からしてみれば、明確に差別・虐待と思われるものでないと相談窓口で連絡しにくいのではないかと考えている。
- また、障害者当事者も、障害や障害者差別に関する意識・理解が不十分な環境の中では、なかなか声を出しづらいのではないかと考えており、これまでの普及啓発活動から、一歩踏み出して、障害者差別や虐待についての理解・関心を深めていく必要があると感じている。
- 本日は、様々なお立場にある委員の皆様から、障害者差別に関して日頃お感じになっていることについて御意見をいただくとともに、差別が顕在化しない背景・理由や、差別解消に向け、県の相談窓口としての権利擁護センターが担うべき役割や取組などについて御助言をいただければ大変ありがたく思う。

### ③質疑応答

(阿部会長)

- ただいまの権利擁護センターの小澤専門員の説明では、実際には差別の事実があっても、それが顕在化しないことに大きな問題を感じているとのことであり、むしろ障害のある人を取り巻く我々の理解、認識を深めていかない限り、こうした問題は解決しないのではないかとのことであった。
- この障害者差別解消法は、御存知のとおり、行政機関又は事業者による不当な差別の禁止等を定めた法律である。まず、事業者としてのお立場から、商工会議所連合会の阿部委員、そして商工会連合会の加藤委員から、会員企業の方などから聞こえてくる障害のある

人への理解の現状、あるいは困り事などについて御意見をいただきたいと思うがどうか。  
阿部委員、加藤委員の順にお願いしたい。

(加藤委員)

- 当会は市町村に33の商工会と21,000人の会員がいるが、会員規模はほとんどが小規模企業で従業員20人以下の企業や5人以下の企業が約80%となっている。障害者差別に関する相談事案等もなく、自分自身がこの障害者差別解消法の具体的内容について積極的に周知及び普及していかなければならないと思うので、あらゆる機会を通じて当該法律を周知していきたい。
- 企業側として障害者の雇用であるが、企業が持続的発展をしていく上で生産性を上げることは当たり前のことで、障害者雇用も含め持続的発展もできるかが一番の課題かと思う。また、法定雇用率については、小規模企業の場合は該当とならないので、雇用しなくても問題はないものの、このことはしっかりと周知していかなければならない。また、障害者の雇用について、直ぐに雇用を始めることは難しいので、まずは障害者職業センター等と提携しながら障害者雇用について理解していきたい。

(阿部会長)

- 民間企業における「障害者雇用」という制度は、徐々に浸透してきている一方、障害そのもの、あるいは障害者に対する理解はまだまだこれからということであった。ただ、今回、この地域協議会にお二人のような商工業者の立場の方々の方が委員とられたことこそが、理解・浸透の端緒となるような気がしている。今のお二人のお話を聞いて、感想などあれば小澤専門員からお願いしたい。

(権利擁護センター小澤専門員)

- 相談窓口を務めさせていただいている身としては、言葉はあまり良く理解できないが、いわゆる事業者の方々というのは、「差別をする側の方々」で、悩みを聞くべきは障害のあるの方々という捉え方をしていた。
- しかし、今、阿部委員、加藤委員の説明を聞いて、むしろ事業者の方々に対して、当方がお伺いして、障害のある人を受け入れる上で悩んでいること、疑問に思っていることなどをお聞きしたり、又は解決のヒントとなるようなお話をさせていただくことで、甚だ微力ではあるが、差別の解消に貢献できるのではないかと感じた。もし、商工会議所や商工会で開催している会員企業様向けの研修会のような場で、障害者差別に関するお話の機会をいただければありがたいと思う。

(阿部会長)

- 阿部委員、加藤委員、今の小澤さんからの御提案について即答は難しいかもしれないがどうか。

(阿部〔昌〕委員)

- 我々商工会議所は事業者側の立場に立って物事を考えなければならないが、反対に事業者がトラブルを起こさないということが従業員との関係を築くこととなり、さらに労働力にもなって企業が成長していくということに繋がると思うので、協力しながら実施していきたい。

(加藤委員)

○ 是非機会を設けたい。

(阿部会長)

○ 宮城労働局の立場として、齋藤〔久〕委員，お二人のお話や小澤専門員の提案についていかがか。

(齋藤〔久〕委員)

○ 障害者差別解消法については，今年で施行約1年を迎える。労働局でも障害者差別に関する相談等を受けているが，権利擁護センターからも相談件数が少ない旨の御報告があったように，労働局での相談件数も平成28年12月末現在で1件という状況である。

○ 全国的にみても募集採用や賃金・配置に係る相談件数が多い状況ではあるが，全体数値をみればもっと表面に出てこない部分があるものと認識している。労働局としても県内の各地域の商工会や商工会議所に御協力をいただいて，事業主の皆様への周知及び説明等を実施してきたところ。先ほど加藤委員等からも障害者差別に関する研修の実施について検討いただけるということだったので，障害者職業センターに対しても併せてお願いにはなるが，障害者の雇用というのは経営者の理解や働く現場の理解がなければ成り立たないので，職業センターでの障害者雇用についての説明機会も併せて設置していただければありがたい。

○ また，職場定着については，障害者の特性等もあるので障害者雇用，就職させることの難しさ，それ以上に職場定着の難しさを労働局として痛感している。就職させることも大切ではあるが職場定着というのは働く本人や御家族，企業にとっても重要なものと認識しているので職業センターはじめ就労支援機関の皆様等と連携を組み合わせながら職場定着については進めているところ。引き続き御協力願いたい。

(阿部会長)

○ ささやかではあるが，この支援地域協議会において少し前に進むような有意義な議論になったかと思う。こうした動きが大きな流れとなるよう事務局においても是非小澤専門員や発言いただいた委員の意見等について支援をしていただきたいと思います。

(阿部〔昌〕委員)

○ 実際に障害者を雇用して企業として成功している事業者がいれば，障害者雇用についての広報等に活かしていきたいと思うので，事例等があれば情報提供等いただきたい。

(阿部会長)

○ 事務局として事例の情報提供についてよろしくお願ひしたい。

○ 今度は，入所施設の施設長を務められている奥田委員から，福祉の現場で起こりうる差別，ないしは，それが表面化しない原因などについてお考えをお聞かせいただきたいと思うが，いかがか。

(奥田委員)

○ 当施設では福祉的就労ということで実施しているが，本人にあった仕事内容や適正等を確認しながら進めている。しかし，思うように作業ができなかったりという時に，仕事内容を変更したり，難しい点等についてコミュニケーションをとりながら本人にあった仕事の内容を提供している。

○ 事例として北海道伊達市内の障害者施設では企業とタイアップして，企業側にジョブコ

一子が専任でいて障害者の方が困ったことやまわりに言われた際に対応してもらう体制をとっていることが素晴らしいと思った。障害者の思いを汲み取る支援者が企業側や世の中に必要なのではないか。

(阿部会長)

- 今の奥田委員の意見に対して、当事者ないしは御家族のお立場から御意見があれば是非お願いしたい。

(関本委員)

- 自分の子供が上下関係等がうまくいかず仕事をなくしてしまう、就職できたのに離職しているといった時に、家族の対応について判断等に迷う。地域移行する際に、地域での関わりにおける家族の立場というものを支援していただけたらと思う。それによって安心して子供を職場や社会に送り出すことができるし、一日でも長く家族と生活できるものを持って行けたらよいと思う。家族支援についても障害者プランの一つに組み入れていただきたい。

(下山委員)

- 施設入所者だけがグループホームの待機者ではなく、在宅のグループホーム待機者数の方が圧倒的に多い。県としてもその点を組み入れてほしい。在宅の重度障害者もいるが、その人たちの行き場がないということで家族は悩んでいる。安心して生活できる場、家族が安心して任せる場を確保していただきたい。

(小幡委員)

- ジョブコーチの話であるが、障害者職業センターではハローワークと連携し、ハローワークの手の届かないところを専門的知見で支援している。その一つとしてジョブコーチの定着支援も実施している。おおよそ3か月から1年程度かけて就職した方を対象に支援をしているが、定着率は法人全体でも6か月後の職場定着率は80%を目標に実施しており、職業センターでも昨年度実績で88.8%、今年度90%以上が定着している
- 5年10年勤務した後に離職する方もいらっしゃるという実態もあるので、御家族の方を含め、地域の関係機関や医療機関が関係する中で手を組んで、息の長い支援をしていくというのが大切だと実感している。
- ジョブコーチが8名しかおらず、就職される方に対してのマンパワーが不足していると感じている。先ほど企業内ジョブコーチの話もあったが、制度的に講習を受けていただいて、社会福祉法人等にもジョブコーチを置ける仕組みとなっている。講習を受けていただいたものの、都合等で活動できないということも事例としてあるので、うまく活動が進むような取組をしていきたいと考えている。

(阿部会長)

- 委員から多くの意見をいただいたので事務局には今回委員から出た意見を集約・整理し、次回以降、関係者の連携による取組案などをお示しいただきたい。そして、その取組を次期障害者プランにも是非書き込めるよう、我々もサポートしたいと思う。

## (6) 情報提供

①事務局説明（障害福祉課企画推進班 田中班長）

- 事務局からの情報提供ということで、一括して御説明させていただく。

**情報提供1 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の基準省令等改正**

- まず1点目、放課後等デイサービス、就労継続支援A型の基準省令等改正から御説明させていただきます。
- 国の基準省令に基づき、人員配置や設備基準が都道府県の条例で定められているところであるが、厚生労働省より平成29年4月施行予定で資料4に記載のとおり改正通知があり、県条例及び規則の改正を行うこととしている。
- 放課後等デイサービスについては、児童発達支援管理責任者の資格要件、人員配置基準、事業者への情報提供、自己評価の公表が義務付けられる等の改正が行われる。
- 就労継続支援A型については、就労の質の向上を目的に、賃金を自立支援給付費から支払うことを原則禁止するという規定が加わったほか、運営規程の項目が新たに追加された。また、総量規定ということで、障害福祉計画上の必要サービス量を確保している場合、自治体は新たな指定をしないことを可能とするといった改正が行われることとなっている。
- いずれの改正もこれまでの基準よりも厳格となることから、当方としても関係機関との情報共有を密にしながら必要な作業を進めていきたいと考えている。

**情報提供2 第4期宮城県障害福祉計画の進捗状況**

- 資料5は、障害福祉計画における成果目標と当該計画に基づく必要なサービスの提供量を取りまとめた資料である。
- 時間の都合上、詳細は後ほど御覧いただきたいが、本日は資料の14ページを御説明させていただきます。今後皆様に御審議いただく第5期障害福祉計画の国基本指針（案）が示されているものである。国基本指針（案）では、施設入所者の地域移行者数や入所者数の削減等が示されており、来年度御参加いただく協議会において、障害福祉計画について審議いただくことを御承知いただければと思う。
- 平成30年4月施行予定の児童福祉法の改正により、5期障害福祉計画からは障害児福祉計画の策定が義務付けられることとなっている。国の基本指針が固まり次第、この協議会で計画内容に係る集中的な審議をお願いすることとなる。委員の皆様には、こうした国の基本指針と本県の現状等を勘案し、御意見御助言をお願いしたい。

②質疑応答

なし

(7) その他

(渡辺委員)

- 前回10月の当協議会を受けて3点ほどお伺いしたい。
- 障害者当事者の委員を増やしてほしいということに対して、事務局からは検討するということがあったが、その後どうなったのか。
- 前回協議会の議事要旨を精読させていただいたが、その中にある「入院中の精神障害者の地域移行」について、目標値に届かないのは退院可能な入院患者であっても退院後の受入であるグループホームが不足していることや、自宅で受け入れる家族との調整が困難で

あるケースが多いことに起因しているとのある。もったもであるとは思いますが、地域移行支援にはグループホームばかりでなく、自分自身が退院後に即入寮して社会復帰に向けての訓練を積んだ「援護寮」等が不可欠であると思う。援護寮は県北の大崎や仙台にもあるので、県南の方を対象とした援護寮の創設をお願いしたいと思うがいかがか。

- 東日本大震災前の2010年に県の依頼で、精神障害の長期入院者の退院に向けての「ピアサポーター制度」が始まった。自分もピアサポーターの1人であるが、私の他にも県南にはピアサポーターの仲間がいて、制度の開始後に大崎市内の病院で講演を一度したが、東日本大震災後はそのような動きが全くない。ピアサポーターには長期入院者の退院後の地域移行への援助の意味でも必要な制度であると思われる。私の仲間が2010年に村井知事と面談した際はこの制度に予算を付けたと言われた。それから7年経過しているが、現在その制度がどうなったのか御教示願いたい。

(事務局・佐藤課長)

- 1点目の御質問について、現在委員の定数は条例で20名と定まっております、現在の委員は19名となっております。現在当事者として渡辺委員と森委員に就任いただいている。その他さらに当事者を加えてはどうかという御提案だったが、その他NPO関係者に加入していただいておりますこと、時間をいただいて方針が決まり次第渡辺委員にも御説明に伺いたいの、御了承願いたい。
- 2点目の御質問について、援護寮を平成13年4月に県立施設として開設した当時は、県内には仙台市以外に精神障害のある方を対象とした自立訓練施設がなかったことから、県立施設として開設したという経緯がある。障害者自立支援法施行後は基本的に施設や事業所は民間事業者による運営が基本となっているため、県としては、民間での対応が難しく、県立施設としての役割が求められる施設については県立施設として運営し、それ以外の施設については、原則として、民間事業者による運営が望ましいものと考えている。県南地域では、援護寮と同じ機能を持つ「こころリハビリセンター生活訓練事業所」が平成19年10月に民間法人により開設されているが、県南地域ではこの1箇所のみである。県としては、引き続き、これらの利用ニーズや事業所開設のニーズの把握に努めながら、民間事業者が施設やグループホームの整備を行う際に、その経費の一部を補助するなどの支援を行っていきたいと考えている。
- 3点目の御質問について、渡辺委員にはピアサポーターになっていただいたにも関わらず活躍の場がないということで本当に恐縮している。現在も制度として続いており、震災後平成24年度から平成27年度の4年間で計10回サポーターの方に活動を依頼していた。しかし、保健所や精神保健福祉センターから依頼をしているが、地域移行支援が相談支援事業所に活動の主力が移っていて、障害者総合支援法に基づく給付という形で民間の事業所が実施している。今回御指摘いただいたこともあるが、ピアサポーターという方々がいて貴重な経験に基づくアドバイス等ができる方がいるという情報を民間の相談支援事業所にも情報提供させていただいて、今後活躍の場を広げていただけるよう努力してまいりたい。

以上